

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、隅岡美子君、11番、渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、3月11日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会の結果報告について報告いたします。

平成27年3月11日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項、議案第3号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）の制定について、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第7号多度津町行政組織条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第8号多度津町コンプライアンス条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第9号多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第10号多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第13号多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第14号多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第15号多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第16号多度津町立学校条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第32号平成26年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について、議案第33号平成26年度多度津町特別会計国民健康保険

補正予算（第3号）について、議案第34号平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）について、議案第35号平成26年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について、議案第36号平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について、議案第37号平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について、議案第38号平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第39号平成27年度多度津町一般会計予算について、議案第40号平成27年度多度津町特別会計国民健康保険予算について、議案第41号平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算について、議案第42号平成27年度多度津町特別会計公共下水道予算について、議案第43号平成27年度多度津町特別会計介護保険事業予算について、議案第44号平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について、議案第45号平成27年度多度津町水道事業会計予算について、議案第46号多度津町立多度津地区公民館の廃止について、議案第47号中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について、議案第48号丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更について。

審議結果として、議案第3号から議案第10号、議案第13号から議案第16号及び議案第32号から議案第48号について、委員、傍聴議員より。

1つ、議案第16号のように町名をアラビア数字から漢数字に改める必要のある条例及び規則はないのか。

1つ、福祉タクシー事業の繰り越しの取り扱いについて、平成26年度の補正で繰り越した分を平成27年度中の使用に支出しても会計上問題ないのか。

1つ、障害者システム改修委託料253万7,000円を計上しているが、改修を行う理由は何なのか。また、消防署の業務委託料1,064万円を計上しているが、どのような委託内容なのか。

1つ、総合福祉センター費の建設工事関連委託料316万7,000円は、福祉センターのエアコン設置に関するものなのか。また、総合福祉センター費の時間外管理委託料227万3,000円はどのような内容なのか。

1つ、オリーブ生産拡大推進事業補助費2,643万円はどのような補助金なのか。

1つ、社会福祉施設事業費の工事費2,098万円と労務費の工事費1,600万円はどのような内容の工事なのか。

1つ、多面的機能支払交付金事業費補助金890万5,000円の内容はどういったものなのか。

1つ、老朽危険空き家対策として除去費が国にあるが、町はどのようにするのか。

1つ、福祉センターのエアコン工事の詳細スケジュールは決まっているのか。また、住民への周知はどうするのか。

1つ、水産振興事業補助金900万円の出し方はどのようにしているのか。また、淡水は水産振興事業補助金の対象になっているのか。

1つ、給食センターの工事費570万円と業務用器具費421万2,000円は何に使用するのか。また、1市2町の学校給食センターの進捗状況はどのようになっているのか。

1つ、崖地近接等危険住宅移転事業費495万2,000円の事業内容はどのようなものなのか。

1つ、法人住民税の傾向として、今現在どのような状況なのか。

1つ、多度津中学校の解体工事と躯体工事はどのように発注する予定なのか。

1つ、共同事業交付金が去年より5億円ほど増額計上しているが、その理由は何か。

1つ、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止による返還金はどこに繰り入れるのか。その他、多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

1つ、条例及び規則にある住民表示は住民課が決めた住居表示に変わっていると考えているが、再度確認する。

1つ、繰り越しの交付金について、新年度予算に計上されていないものは構わないということで内閣府の了解を得ており、福祉タクシー事業費を繰り越しても会計上問題はない。

1つ、障害者システム改修はマイナンバー制度導入によるものである。消防費の業務委託料1,064万円の内容は、指定緊急避難所等調査業務と優先避難区域津波避難計画策定業務である。

1つ、総合福祉センター費の建設工事関連委託料は、福祉センターのエアコン設置に関するものである。また、総合福祉センター費の時間外管理委託料は、平日の17時から21時までと、土日祝日の間をシルバー人材センターに委託するものである。

1つ、オリーブ生産拡大推進事業費補助金は、耕作放棄地再生対策事業と関連して、オリーブの苗木の植栽や排水設備を整備する補助金である。

1つ、社会福祉施設事業費の工事費は、健康センターにある入浴施設の貯湯タンク及びボイラーと健康センター西側にある貯水槽の給水ポンプを新しく取りかえるものであり、労務費の工事費は青少年育成センターの外構工事である。

1つ、多面的機能支払交付金事業補助金は県からの補助金で、歳出には多面的機能支払交付金として計上しており、内容は農村地域の環境保全、維持補修などを行う町内7組織に対する交付金である。

1つ、老朽危険空き家対策については、27年度に県に制度設計後町も取り組むこととしており、検討中である。

1つ、福祉センターのエアコン工書の詳細スケジュールは今現在決まっていない。決まり次第対応していきたい。

1つ、水産振興事業補助金は、申請内容を精査した上で3漁協へ補助という形で行っている。淡水はこの水産振興事業補助金の対象になっていないが、状況を見て町が補助できる場所は補助したいと思っている。

1つ、給食センターの工事は、冷蔵庫等の電気容量が不足していたためトランスの取りかえを行うものである。業務用器具費は、冷凍庫と蒸気回転釜を購入するものである。1市2町の学校給食センターの進捗状況として、要望等は伝えるが、今後話し合いをする中で27年度中に結論が出せるように努力したい。

1つ、崖地近接等危険住宅移転事業は、崖地に家があるが自己的に移転する場合、新たな住む家を購入する額の借入金利を補助するもので、過去4年間申請者がいないのが状況である。

1つ、法人住民税の傾向として、昨年度決算で大きな税収があったが、今回の3月末では造船業合併の影響により昨年ほどの税収は厳しいと考えている。当初予算については、一部製造業が好調な感じを受けたが、造船関係の再編、法人住民税率改正の影響を含め、4,000万円ほど減額予算としている。

1つ、多度津町中学校の解体工事と躯体工事は、工程上一体としての発注を考えている。

1つ、共同事業交付金が増額計上しているのは、保険財源共同安定化事業の対象が30万円以上から1円以上の全ての医療費になったためである。

1つ、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止による返還金は、学校教育施設等整備基金に充当する予定である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第3号から議案第10号、議案第13号から議案第16号、議案第32号から議案第45号、議案第47号及び議案第48号については委員会として原案を可決し、議案第46号については委員会として同意をした。

また、その他の執行部よりほかの2件の報告がありました。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議のときにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、3月11日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、小川保君。

建設産業民生常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成27年3月11日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項、議案第1号多度津町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例（案）の制定について、議案第2号多度津町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定について、議案第11号多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第12号多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第17号多度津町立保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）の制定について、議案第49号香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について。

審議結果、議案第1号、議案第2号、議案第11号、議案第12号、議案第17号及び議案第49号について、委員及び傍聴議員から、次のとおり意見、質問がありました。

香川県広域水道事業体設立準備協議会に参画することについて、説明会また住民の合意を得ることはしなかったのか。香川県広域水道事業体設立準備協議会の参画については十分協議し説明会を開催した上で住民の合意を取りつけるべきであるので、議案第49号については反対したい。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の参画について、水利権者へ説明する必要があるのではないか。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の委員に水利権者は入っているのか。

香川用水の配水計画において、どのぐらいの量が多度津町に来る予定なのか。渇水時において、北鴨浄水場を活用しないと多度津町の水を賄うことができないのではないか。

災害や事故が発生した場合、速やかに水の復旧ができる体制が大切なので、そのことを準備協議会で説明すべきでないか。

広域化になった場合、事故が発生したときの対応はどのようになるのか。

水利関係者に説明したときの反応及び意見はどうであったか。

香川県広域水道事業体設立準備協議会で決定した内容に対し水利組合等が反対した場合、どのように対応するつもりなのか。

その他、多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、議員は町民の代表者であり、去年の12月末という条件の中、全員協議会で理解をいただいて決断したので問題ないと思っている。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の参画について、水利権者へ参画に関しての状況説明は行っている。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の委員は関係団体の長を充てることになっており、水利権者は入っていない。監事として関係団体の職員を充てるこ

とになっている。

広域になった場合、検討協議会の取りまとめによると、多度津町に来る香川用水の割合は、通常時19%、渇水時は2%になる予定である。

検討協議会の中では、北嶋の深井戸の水を平淵浄水場へ送水し、平淵浄水場を改修して全量浄水する計画計画であるが、水質の違いにより同時に浄水することが難しいことは県に提言している。今後準備協議会の中で多度津町の施設の有効利用を進めていきたい。

災害や事故が発生した場合における速やかな水の復旧に関しては、準備協議会の中でしっかり提言していきたい。

広域化になればサービスステーションに職員が派遣され、管理委託業者等が対応する形になると思われる。

水利関係者には参加を決定していない初期段階で方向性について主な方々に個々に説明したが、その中で反対は受けていない。

準備協議会で決定したことに対し反対されないように説明し、水利組合等にお世話になっている分は継続してお返しをしなければならないと思っている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、議案第2号、議案第11号、議案第12号及び議案第17号については委員会として原案を可決し、議案第49号については、採決の結果、委員会として原案を可決した。

また、そのほかとして、執行部より外3件の報告がありました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議のときにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、同じく3月11日に開催されました総務教育・建設産業民生連合審査会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

総務教育・建設産業民生常任委員会の連合審査会結果報告について報告いたします。

平成27年3月11日に開催した総務教育・建設産業民生常任委員会の連合審査会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項、議案第18号多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第19号多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第20号多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第21号多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の

指定について、議案第22号多度津町パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定について、議案第23号多度津町都市公園の指定管理者の指定について、議案第24号多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第25号多度津町町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第26号多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第27号多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第28号多度津町佐柳島体験センターの指定管理者の指定について、議案第29号多度津町高見島研修センターの指定管理者の指定について、議案第30号多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第31号多度津町立水泳プールの指定管理者の指定について。

審議結果、議案第18号から議案第31号について、委員より。

1つ、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の使用状況はどうなっているのか。また、委託料はどれくらいか。

1つ、今現在多度津町パークアンドライド駐車場を公益財団法人多度津町文化体育振興事業団に委託しているが、委託に至る経緯はあるのか。

1つ、指定管理者に関する議案を指定期間の差し迫った3月定例会に提案するとは本来的なものなのか。

1つ、多度津町立水泳プールの利用時間を延長することはできないのか。

1つ、高見島研修センターの管理はどのようにしているのか。

その他、多くの意見、要望があり、それに対し執行部より、

1つ、多度津町予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の利用状況としては低く、十分とは言えない状態である。また、委託料は130万円ほどである。

1つ、多度津町パークアンドライド駐車場の委託に至る経緯として、当初財団の運営が厳しい状態であったため、指定管理者制度導入により運営がよくなるのではないかとということで財団を指定管理者に指定したものである。今後は、過去に断念した経緯のあるシルバー人材センターへの委託も視野に入れて検討したいと考えている。

1つ、指定管理者に関する議案の提出時期は、過去の経緯を踏まえ、前段の行財政改革特別委員会で指定管理者指定の了承を得た上で、公募せずに継続的に行う方法をとっている。

1つ、多度津町立水泳プールの利用時間を延長することにおいて、人員をふやしたら延長は可能になると思うが、指定管理料がふえるため、今後財団と相談し要望を聞いた上で検討していきたい。

1つ、高見島研修センターについては、常駐の職員がいないため財団がシルバー人材センターに委託し整備してもらっていたが、今後は多度津町教育委員会が直営で管理していくことを念頭に入れ、今年9月ごろまでに検証し、平成28年度からどうするか考えていきたい。

以上のような答弁があり、議案第18号から議案第31号について、審議の結果、本連合審査会として原案を可決いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議のときにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。